

改正

平成21年2月18日規則第2号

平成24年12月27日規則第30号

令和4年1月20日規則第2号

令和7年1月30日規則第2号

令和7年8月20日規則第22号

中野市建設工事等に係る契約に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野市が施行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る測量、調査、設計、監理等（以下「コンサルタント業務」という。）（以下これらを「建設工事等」という。）の入札に際し、公正自由な競争及び「建設工事等」に関する事務処理の適正かつ合理的な運用を図るため、入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準及び建設工事等の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(資格基準等)

第2条 市長は、建設工事の競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）については、経営規模その他経営に関する事項（以下「経営規模等」という。）を審査し、その結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする工事金額と対応させて建設工事の競争入札参加者を決定又は指名するものとする。

2 市長は、コンサルタント業務の入札参加希望者については、経営規模等を審査し、その結果に基づきコンサルタント業務の競争入札参加者を決定又は指名するものとする。

(資格審査)

第3条 建設工事等の入札参加希望者は、当該競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の適否について、市長の審査（以下「資格審査」という。）を事前に受けなければならない。

2 資格審査は、3年に1回定期に行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、定期に行う審査（以下「定期審査」という。）以外においても審査を行うことがある。

(競争入札に参加することができない者)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、建設工事等の入札参加希望者は、同項各号のいずれかに該当したときは、その事実があった後2年以内で市長が定める期間建設工事等の競争入札に参加できないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(資格審査の申請)

第5条 建設工事等の入札参加希望者は、資格審査を受けるため、長野県入札参加資格申請受付・審査システム（以下「システム」という。）を利用して入札参加資格に係る申請を行うものとする。

2 前項の申請書の提出期間は、定期審査を行う年度の12月から1月末日までとする。ただし、定期審査以外の審査の場合にあっては別に定める期間とする。

(審査の項目及び基準)

第6条 資格審査のうち、建設工事に係る審査の項目及び基準については、建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成6年建設省告示第1461号）の規定を準用するものとする。

(入札参加資格を付与しない者)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入札参加資格を付与しないものとする。

(1) 建設工事にあつては、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていない者。ただし、同条第1項ただし書に該当する者は、この限りでない。

(2) コンサルタント業務にあつては、コンサルタント業務に係る営業年数がコンサルタント業務審査基準日の前日まで引き続き1年（コンサルタント業務審査基準日の直前1年以内に営業の同一性を失うことなく、組織の変更を行った沿革を有する者又はコンサルタント業務を譲り受けた沿革を有する者にあつては、当該変更又は当該譲受前に行った営業期間を含む。）以上経過していない者又はコンサルタント業務審査基準日の前日までにコンサルタント業務の業務実績のない者

(3) 市町村（区）税を滞納している者

(4) 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条第2号及び第3号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）

(等級格付等)

第8条 市長は、建設工事の入札参加資格があると認めた者（以下「建設工事有資格者」という。）については、第2条第1項の規定により審査結果の総合数値別に等級格付を行い、建設工事入札参加資格者名簿（様式第1号）に登録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、建設工事有資格者が長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱（昭和39年監第109号）の規定に基づいて等級格付（以下「県の等級格付」という。）されているときは、当該格付をもって前項に規定する等級格付を受けたものとみなして、建設工事入札参加資格者名簿に登録するものとする。

3 入札参加資格申請をした者は、県の等級格付がされたときは、直ちに市長に等級格付証明書の写しを提出しなければならない。

4 市長は、コンサルタント業務の入札参加資格があると認めた者（以下「コンサルタント業務有資格者」という。）については、コンサルタント業務入札参加資格者名簿（様式第2号）に登録するものとする。

（入札参加資格の承継）

第9条 建設工事有資格者及びコンサルタント業務有資格者（以下「有資格者」という。）で組織の変更等が行われた場合は、市長の承認を得て、その変更前の入札参加資格を承継できるものとする。

2 前項に規定する「組織の変更等」とは、営業の同一性を失うことなく行われた次に掲げる変更をいう。

（1）組織の変更（個人が法人を設立した場合、法人が解散をし、その代表者であった者が個人として営業を承継した場合又は法人が解散をし、新たに人格の異なる法人を設立した場合をいう。）

（2）包括承継（相続又は会社の合併をいう。）

（3）建設業又はコンサルタント業務の譲受け

3 第1項の場合において、市長は、承継しようとする者（以下「承継者」という。）の経営規模等から有資格者の等級格付をそのまま認めることが不相当と認めたときは、入札参加資格の承継の承認の際、等級格付を変更することができる。

4 第1項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、組織の変更等が行われたときは、システムを利用して遅滞なく市長に申請しなければならない。

（変更届）

第10条 有資格者で次に掲げる事項に変更があったときは、システムを利用して遅延なく市長に届

け出なければならない。

- (1) 本店その他の営業所の所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人
（入札参加資格の取消し）

第11条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、その者に係る入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 第4条に該当したとき。
- (2) 第7条第4号に該当することが明らかになったとき。
- (3) 第8条第2項の規定により建設工事入札参加資格者名簿に登録された者が長野県において入札参加資格を取り消されたとき。
- (4) 申請内容が虚偽であることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該有資格者であった者に対し、その旨を通知するものとする。

（等級別発注標準）

第12条 建設工事の種類ごとの各等級別発注標準（以下「等級別発注標準」という。）は、次の表のとおりとする。この場合の工事金額は、請負工事設計金額とする。

工事種類 等級	工事金額						
	土木一式工 事	建築一式工 事	舗装工事	電気・電気 通信工事	とび・土 工・コンク リート工事	解体	管その他工 事
A	全工事	全工事	全工事	全工事	全工事	全工事	全工事
B	9,000万円 未満	1億円 未満	4,000万円 未満	2,500万円 未満	6,000万円 未満	6,000万円 未満	3,500万円 未満
C	3,500万円 未満	5,000万円 未満	600万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	800万円 未満	800万円 未満
D	2,000万円 未満	2,500万円 未満					
E	900万円 未満	1,000万円 未満					

2 建設業法第27条の23の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を受けない者は、土木一式工事及び建築一式工事はEの等級に、電気通信工事及び管その他工事はCの等級にそれぞれ格付するものとし、その工事金額は300万円未満とする。

3 建設業法の適用を受けない建設業者は、土木一式工事及び建築一式工事はEの等級に、電気通

信工事及び管その他工事はCの等級にそれぞれ格付するものとし、その工事金額は200万円未満とする。

(専門工事業者の決定又は指名)

第13条 市長は、土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合には、建築工事の競争入札参加者を専門工事業者を含めて決定又は指名することができるものとする。

(入札心得)

第14条 総務部長は、入札の執行にあつては、別に定める入札心得を入札参加者に周知しておかなければならない。

(指名競争入札による業者の指名)

第15条 予算執行者（中野市財務規則（平成17年中野市規則第42号。以下「財務規則」という。）第2条第2号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。）は、指名競争入札に係る業者を指名しようとするときは、建設工事にあつては等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事の金額に応じ、これに対応する等級に属する有資格者から、コンサルタント業務にあつては、コンサルタント業務入札参加資格者名簿により営業の種類に対応する有資格者から指名するものとする。

(業者指名基準)

第16条 予算執行者は、前条の規定により業者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事施工についての技術的適性及び技術者の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況

2 前項に規定する各号の具体的運用基準は、別表によるものとする。

(指名業者の数)

第17条 財務規則第115条第1項（ただし書の規定を除く。）の規定により、別に定める人数は、建設工事等の契約金額により次の表のとおりとする。この場合の建設工事等の「契約金額」とは、

請負工事等の設計金額とする。

建設工事等の契約金額	指名業者の数
1,000万円未満	3以上
1,000万円以上9,000万円未満	5以上
9,000万円以上	8以上

(随意契約による業者の指名)

第18条 予算執行者は、随意契約に係る業者を指名しようとするときは、第15条の規定を準用し、資格者名簿に登録された者から指名するものとする。

(指名の特例)

第19条 予算執行者は、特殊の技術を要する工事若しくは緊急を要する工事又は特別の事由があるときは、第15条から前条までの規定にかかわらず、業者を指名することができる。

(共同請負又は協業組合)

第20条 共同企業体を結成し、又は協業組合を設立して競争入札に参加しようとする業者の指名については、別に定めるものとする。

(契約書の作成)

第21条 財務規則第121条の規定により作成する契約書のうち、建設工事請負契約書の契約条項については、長野県建設工事標準請負契約約款を準用するものとする。

2 債務負担行為に基づく事業の契約を締結する場合は、債務負担行為による契約の特約事項を契約書に加えるものとする。

(監督員等の指定及び通知)

第22条 予算執行者は、財務規則第129条第1項の規定により契約の適正な履行を確保するため、工事の箇所ごとに職員のうちから監督員を、又は必要に応じて副監督員を指定するものとする。

2 副監督員は、監督員がやむを得ない事情により当該監督に従事できない場合において、当該監督員の職務を代理するものとする。

3 予算執行者は、第1項の規定により監督員等を指定したとき又は変更したときは、その旨を契約の相手方（以下「契約人」という。）に通知するものとする。

(監督等の記録)

第23条 財務規則第129条第3項の規定により、監督日誌に記録する事項は、次に掲げる事項とする。ただし、予算執行者が必要ないものと認めた場合は、省略することができる。

- (1) 契約人に対する指示又は承諾した事項
- (2) 契約人と協議した事項
- (3) 契約人から要求又は通知のあった事項
- (4) 立会い、検査及び試験を実施した事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、監督の内容その他必要な事項
(監督員等の報告)

第24条 監督員等は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、その旨を予算執行者に報告しなければならない。

- (1) 契約人が契約の規定に違反して工事を施行したと認められる場合において、破壊検査等の検査が必要なとき。
- (2) 契約人の要求又は通知が新たに契約内容の変更を要すると認められるとき。
- (3) 建設工事の施行上、緊急やむを得ない措置をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監督員等の職務執行上、予算執行者に報告することが適当と認められるとき。
(建設工事等の施行中止)

第25条 予算執行者は、契約に基づき建設工事等の施行を一時中止するときは、契約人に対し建設工事等の一時中止通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(損害賠償等の取扱い)

第26条 予算執行者は、建設工事等の施行に関し契約人又は第三者に対して損害の賠償をしなければならない事由が発生したときは、次に掲げる事項について、市長に報告しなければならない。

- (1) 損害発生の時期及び場所
- (2) 損害金額、損害状況その他損害について的事实
- (3) 当事者及び利害関係人
- (4) 損害の発生原因又は損害の発生と因果関係があると認められる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、損害の発生に関して参考となる事項
(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中野市建設工事等に係る契約に関する規則（昭和61年中野市規則第31号）又は豊田村建設工事事務処理規程（昭和60年豊田村規則第6号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成21年2月18日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中野市建設工事等に係る契約に関する規則の規定に基づき提出されている申請書は、この規則による改正後の中野市建設工事等に係る契約に関する規則の規定に基づき提出された申請書とみなす。

附 則（令和4年1月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年1月30日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の中野市建設工事等に係る契約に関する規則は、令和7年度以後の年度分の競争入札参加資格に係る申請手続等について適用し、令和6年度分までの競争入札参加資格に係る申請手続等については、なお従前の例による。

附 則（令和7年8月20日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の中野市建設工事等に係る契約に関する規則第12条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前行われた公告その他の契約の申込み誘引に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

指名基準の留意事項	
<p>(1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無</p>	<p>① 中野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成17年中野市訓令第28号。以下「指名停止規程」という。）により、贈賄、業務に関し不正又は不誠実な行為等による指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>② 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合は、指名しないこと。</p> <p>ア 建設工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約が不適切であることが明確であること。</p> <p>③ 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められる場合は、指名しないこと。</p>
<p>(2) 審査基準日以降における経営状況</p>	<p>手形交換所における取引停止処分等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。</p>
<p>(3) 工事成績の状況</p>	<p>① 指名停止規程により、過失により工事等を粗雑に行ったことによる指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>② 中野市工事成績評定要領（平成4年4月1日付け総務部長通知）の工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年間連続して60点未満であり、明らかに請負者として不適当であると認められる場合は、指名しないこと。ただし、前年度工事实績を有しない場合は、この限りではない。</p> <p>③ 工事成績の平均が過去2年間連続して80点以上であること。また、</p>

(4) 手持工事の状況	<p>過去2年度の間に国、県及び市の表彰を受けていること等を勘案し、工事の成績が特に優良と認められる場合は、十分尊重すること。</p> <p>手持工事の状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
(5) 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地の状況、市内での工事実績等からみて、市内における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
(6) 当該工事施工についての技術的適性及び技術者の状況	<p>下記の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>① 当該工事の同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。</p> <p>③ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>④ 当該工事の施工に適合する有資格技術者の有無等を確認し、確保できると認められること。</p>
(7) 安全管理の状況	<p>① 指名停止規程により、事故による指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>② 市発注工事について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これらに対する改善を行わない状況が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>③ 市発注工事において過去5年間死亡事故の発生がなく、かつ、過去3年間負傷者の生じた事故の発生がないこと等を勘案し、安全成績・管理の状況が特に優良と認められる場合は、十分尊重すること。</p>
(8) 労働福祉及び構造改善の状況	<p>① 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められる場合は、指名しないこと。</p> <p>② 建設業退職金共済組合への加入状況を確認し、加入している場合は、十分尊重すること。</p>

建設工事等の一時中止通知書

第 号
年 月 日

様

中野市長 印

建設工事等の名称

工事箇所（業務内容）

工 期（履行期間） 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日付けで契約を締結した上記の建設工事等の施行を下記のとおり一時中止しますので通知します。

なお、下記3のとおり工期（履行期間）については、契約の変更を協議したいので、来所してください。

記

1 中止期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 建設工事等の施行を一時中止する理由

3 完成期限 年 月 日